

障害のある人たちの 介護現場・保育現場での雇用受入Q&A集



目次

障害のある人たちの介護現場・保育現場での雇用受入 Q&A 集について 3
“ならでは”の働き 4
障害のある人を雇用している事業所一覧 6
Q&A マニュアル 9
参考資料	
介護・保育の場で働く人に対するスキルアップ研修(2013 年度実施案内) 18
職場で支える障害者就労支援研修会(2013 年度実施案内) 19
介護・保育の場で働く人(目指す人)の交流会のお知らせ(2013 年度実施案内) 20
障害のある人が働く事業所見学会 & 交流会 21
障害のある人たちの介護や保育の場での活躍を伝える 「いきいき生活支援員 推進フォーラム」(2013 年度実施案内) 22
障害者雇用を支援する多様な機関 23
障害者働き・暮らし応援センター(障害者就業・生活支援センター) 23
ハローワーク(公共職業安定所) 26
特定非営利活動法人 街かどケア滋賀ネット 26
特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業振興センター 27
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀障害者職業センター 27
特別支援学校 28
就労移行支援事業所・就労継続支援事業所 28
滋賀高齢・障害者雇用支援センター 28
各市町障害福祉主管課 29
障害の基礎知識 31
知的障害について 31
精神障害について 31
肢体不自由について 33
視覚障害について 34
聴覚・言語障害について 34
内部障害について 35
高次脳機能障害について 35
発達障害について 35



障害のある人たちの介護現場・保育現場での雇用受入 Q&A について

介護保険制度がスタートした 2000 年、社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター（現在は特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業振興センター。以下、振興センター）では「知的障害者ホームヘルパー養成研修・就労モデル事業（現 知的障害者介護技能等習得事）」を滋賀県より委託を受けて開始しました。

この事業は、知的障害のある人が、必要な知識、技術を習得し、介護現場で就労することにより、福祉サービスの「受け手」から「担い手」となり、地域の中で「普通」に暮らしていけるだけの所得を得ていく事を目的とした事業でした。

それまでは、福祉サービスの受け手としてしか位置づけられていなかった障害のある人が、介護の担い手として働くことは考えられていなかったことですが、この事業をきっかけに障害のある人の介護現場での就労は少しずつ広がっていきました。また、滋賀県からの発信となり、介護現場で障害のある人が就労するという取り組みは、他県にも広がっていきました。

そして十数年の取り組みの中で、「知的障害のある人たちは、飾らず自然体でおとしよりと接するので、おとしよりの気持ちに寄り添う事ができる」と多くの雇用事業所から評価を受けるようになりました。実際、障害のないスタッフの名前を覚えることはなくても、障害のあるスタッフの名前は覚えて呼んでおられるといった例が多く挙げられました。

お互いの関係を認め合い、お互いの安心出来る居場所を自然と創り出せる、このような「相互関係」を構築出来るのは、知的障害のある人それぞれに効率性や生産性だけではない計り知れない能力があるからであり、それを「“ならでは”の働き」と呼ぶようになりました。

しかし、すべての人に介護現場での働きが合うというわけではなく、雇用してよいこともあり、悪いこともありというのが正直なところです。

またこの働きを活かして、介護現場だけではなく保育現場での就労も進めていけないものかと取り組みを始めました。

そのような中、少しでも介護現場、保育現場の事業所に障害のある人の雇用を考えていただけるように、平成23年から雇用受入マニュアルを作成しています。24年度からは「人対人の仕事であるのでマニュアルとしては書ききれない」ということで、細々と書くよりも「雇用してみようかな」と思ってもらえるような、雇用のきっかけづくりを目的としてQ&A集を作成することにしました。

雇用を考える上で、また雇用後にも確認したいこと、疑問、悩み等出てくるかもしれません。その時は事業所内だけで悩まずにこの Q&A 集にも紹介させてもらっている、関係機関にご相談いただけたらと思います。この Q&A 集で障害のある人の雇用がさらに広がり、助け合い、支え合いの職場や地域づくりがいつそう進めば幸いです。

街かどケア滋賀ネット

“ならでは”の働き

※お互いの関係を認め合い、お互いの安心出来る居場所を自然と創り出せる、このような「相互関係」を構築出来るのは、知的障害のある人それぞれに効率性や生産性だけではない計り知れない能力があるからであり、それを「ならでは」の働きと呼ぶようになりました。

ぬくとばで働く久保さん

大津の日吉台にある、日吉台デイサービスセンターぬくとば。ここで久保美江さんが働き始めて 3 年目を迎えます。久保さんは自宅から電車と徒歩で 45 分かけてきています。勤務時間は 8 時 45 分から 14 時 45 分までで週 4 日働いています。

スタッフからの評価

久保さんはとても時間に正確で、おとしよりのトイレ誘導等、他のスタッフを気づかせてくれるほどだそうです。他にも決まった仕事はしっかりしてくれる、アバウトな表現では伝わらない、すごくデリケート、仕事が嫌でも休んだりはしない頑張り屋、立ち直りが早く前向きな性格、丁寧な仕事ぶりという評価が挙がっていました。これが久保さんの“ならでは”と言えるでしょう。課題としては、仕事ぶりが丁寧すぎて時間がかかりすぎることがある為、わかりやすい目安などの工夫が必要だったことや、ご本人の仕事の覚えがいいので、他のスタッフはついつい多くを求めてしまいがちになり、ご本人がアップアップの状態になったこと等があったそうですが、都度修正を繰り返し、ゆっくりと相談をしながら今後も進んでいきたいと管理者の木村さんは話されます。

他のスタッフと久保さん

久保さんへの仕事の説明等を通して、自分自身の仕事内容を見直すことができ、1つ1つの言葉の重さを実感したと言われていました。また、バタバタする時間に彼女がいてくれることでフロアでの配膳等を任せてトイレ誘導等ができ、1人で行っていた入浴介助も、彼女が補助として手伝ってくれることで以前より多くの利用者さんに入ってもらい、ゆっくり入浴してもらうことが出来ているそうです。

おとしよりと久保さん

おとしよりが来られた時、必ず玄関まで迎えに出て体調やお天気のことなどプラスの一言を添えられるのでおとしよりは喜ばれています。また、レクリエーション等での久保さんの声掛けで、不安を感じておられるおとしよりが安心されるそうです。

久保さんと介護の仕事

久保さんは滋賀県社会就労事業振興センターで行われている知的障害者介護技能等習得事業後のステップアップ研修に進まれ、3か月の実習を経験し、その中で「ありがとう」の言葉を貰ったことや、喜んでもらった体験から、よりぬくとばで働きたいと思ったそうです。そして、「ありがとう」の言葉や喜んでもらうこと、おとしよりの笑顔はご本人のやり甲斐に繋がっています。また、2年間でご本人は数段成長したと職員さんは言われます。

「責任感と誇りを持って生きていきたい」と考えておられる久保さんが今後ますます活躍されることを願っています。



外掃除中



洗い物



レクリエーションのお手伝い

清水苑で働く山本さん

東近江市にある特別養護老人ホーム清水苑。ここで山本豪さんが7年働いています。

山本さんは信楽学園卒業後すぐに清水苑に就職しました。初めは介護の仕事には興味がなく先生に勧められたそうですが、山本さんの人懐こそうで優しく感じる感じが介護施設に向いていると先生が思われたのでしょう。緊張されているものの、笑顔でお話をして下さいました。

9時からの勤務なので、毎日8時には家を出て、電車と自転車を乗り継いで40分かけてきています。

利用者さんの車いすを押して部屋にお連れしたり、洗面所や廊下の掃除をしたり介護記録のケースや手すり、椅子を消毒剤できれいに拭いたり、お風呂の掃除をしたりと1日がとっても忙しく時間のたつのが早いといわれていました。月曜日から金曜日まで働いています。曜日によって違う仕事をしてはいるものの、たくさんの仕事を任されていました。

おとしよりや職員からの「ありがとう」

山本さんは「ありがとう、きれいになったね」と利用者さんや他の職員から言われるのが仕事のやりがいにつながっているとされます。施設がきれいになることは自分が仕事をしっかりしていることだという自信にもつながっていました。ちなみに毎年少しずつ上がっていく給与を貯金してそれを野球観戦に使っているのだそうです。(ちなみに巨人ファンです)

山本さんの仕事ぶり

山本さんの仕事ぶりについて担当の木村さんに伺いました。

身体に少し麻痺があり、握力の弱かった山本さんに何ができるかを考えて、清掃の仕事を選んだそうです。また、事業所だけで障害のある人の働き方を考えるのではなく、働き・暮らし応援センターとも連携をしていて担当者が定期的に訪問してくださり、懇談をされているそうです。

雇用してよかったのは、今では他の職員の仕事もサポートしてくれていて、周りの様子を見ながら仕事をする、そんな気遣いもできるようになっているそうです。

ほっとできる空間づくり

一緒に仕事をしていて、山本さんの穏やかな雰囲気や人懐こさがおとしよりだけでなく他の職員の気持ちも和ませ、居心地のいい、ほっとできる空間づくりの一翼を担っていると感じました。少しずつできることを広げ、おとしよりからも、職員からも頼りにされる存在になり、さらにスキルアップしようとしている山本さんがいるのだということもわかりました。



車いす押し中



ケース記録消毒中



お風呂掃除中



廊下のモップ掛け

障害のある人を雇用している事業所一覧

※2013年度に街かどケア滋賀ネット会員事業所 53事業所、滋賀県老人福祉施設協議会 79事業所、滋賀県介護サービス事業者協議会連合会 1233事業所に「介護の場で働く障害のあるスタッフに係る雇用の実態に関する調査」を行い、「障害を雇用しており、一覧を掲載可能とご返信頂いた事業所一覧です。

1. 湖西圏域

番号	法人名/事業所名	電話番号	E-mail	雇用人数	障害種別	担当者
1	社会福祉法人 光養会 特別養護老人ホーム ふじの里	0740-32-4165	hikari21@solid.ocn.ne.jp	3	知的障害 3	
2	社会福祉法人 ゆたか会 特別養護老人ホーム 清風荘	0740-22-1601		4	知的 3、身体 1	鎌田、北村

2. 大津圏域

番号	法人名/事業所名	電話番号	E-mail	雇用人数	障害種別	担当者
1	社会福祉法人 桑樹 特別養護老人ホーム 湖の花	077-572-3006	konohana@tune.ocn.ne.jp	1	知的障害	藤本(事務長)
2	社会福祉法人 共生シンフォニー 日吉台デイサービスセンターぬくとば	077-577-3737	nukutoba@zeus.eonet.ne.jp	1	知的障害	木村(管理者)
3	医療法人 白櫻会 小金沢歯科診療所 グループホームさくら 小桜の里	077-546-5250	hakuokaikoganezawa@yahoo.co.jp	1	知的障害	小金澤(施設長)
4	社会福祉法人 桐生会 高齢者総合福祉施設 桐生園	077-549-1129	kiryukai@kiryuen.or.jp	1	発達障害	谷田
5	社会福祉法人 真盛園	077-578-0044	info@sinseien.jp	3	知的 2、精神 1	総務部 木下

3. 湖南圏域

番号	法人名/事業所名	電話番号	E-mail	雇用人数	障害種別	担当者
1	医療法人 周行会 介護老人保健施設 寿々はうす	077-589-8320	jujuhs@konan-psy.or.jp	1	知的、発達	川端(事務課長)
2	社会福祉法人 野洲慈恵会 特別養護老人ホーム ぎおうの里	077-586-5444	giounosato@ex.biwa.ne.jp	1	精神障害	谷(法人事務局長)
3	社会福祉法人 野洲慈恵会 特別養護老人ホーム あやめの里	077-589-8533	ayame-sa@triton.ocn.ne.jp	1	精神障害	谷(法人事務局長)
4	社会福祉法人 野洲慈恵会 特別養護老人ホーム 悠紀の里	077-587-4111	yukisato@mx.biwa.ne.jp	4	精神2、身体1、知的1	谷(法人事務局長)
5	社会福祉法人 慈恵会 ゆいの里	077-585-4533	nyusho-sc@yuinosato.or.jp	4	知的 1、精神 3	本條(入所部長)
6	NPO法人 宅老所心 小規模多機能型居宅介護事業所 心	077-568-3175	kokoro115@ex.biwa.ne.jp	1	知的障害	尾曲
7	有限会社 オアフ グループホームオアフ	077-516-0678	oahu@giga.ocn.ne.jp	2	精神障害	清水(管理者)
8	社会医療法人 誠光会 居宅介護支援事業所 ふれあい	077-516-2347		1	身体障害	伊藤(管理者)
9	企業組合 労協センター事業団 草津地域福祉事業所 みんなの家	077-567-5579	kusatufj@roukyou.gr.jp	1	知的、発達	田中、川満
10	医療法人 翔英会 介護老人保健施設 シニアセンターティファニー	077-584-3811		1	身体障害	総務課

4. 甲賀圏域

番号	法人名/事業所名	電話番号	E-mail	雇用 人数	障害種別	担当者
1	社会福祉法人 あいの土山福祉会 エーデル土山	0748-66-1911	info@edeltutyama.com	3	知的 2、身体 1	廣岡(事務局長)
2	社会福祉法人 近江ちいろば会	0748-74-3900	moriguchi@chiiroba.jp	2	知的 2	小松(所長)
3	社会福祉法人 近江和順会 特別養護老人ホーム 美松苑	0748-72-4705	bishouen@ohmiwajunkai.or.jp	2	知的 1、精神 1	富士原(苑長)
4	社会福祉法人 近江和順会 特別養護老人ホーム ヴィラ十二坊	0748-75-8883	vira12@ohmiwajunkai.or.jp	1	知的障害者	植西、瀬古
5	社会福祉法人 八起会	0748-77-0187	honbu@hachikikai.com	4	知的2、身体1、精神1	佐竹
6	株式会社 なんてん共働サービス 共生舎 なんてん	0748-77-8346	nanten-k@mx.biwa.ne.jp	1	知的障害者	北村
7	株式会社 なんてん共働サービス 秋桜舎	0748-77-6780	cosmosya@drire.ocn.ne.jp	2	知的 2、発達	安藤
8	NPO法人ワイワイあぼしクラブ グループホームわいわい	0748-77-5741		1	知的、発達	宮田
9	有限会社 デイサービスひまわりの家事業所	0748-83-1124		1	身体障害者	小西(代表取締役)
10	NPO法人 ふれあいセンターそよ風	0748-71-4330	soyokaze@mx.scn.tv	1	精神障害者	平井(事業統括理事)
11	社会福祉法人 甲南会 せせらぎ苑	0748-86-1020	seseragi@kohnankai.jp	1	知的障害者	山中

5. 東近江圏域

番号	法人名/事業所名	電話番号	E-mail	雇用 人数	障害種別	担当者
1	社会福祉法人 日野友愛会 特別養護老人ホーム 誉の松	0748-53-0261	homare@mx.biwa.ne.jp	1	知的障害	河合(施設長)
2	医療法人 社団 幸信会	0748-22-5000	aoba-med@beach.ocn.ne.jp	1	身体障害	横山(事務長)
3	社会福祉法人 真寿会 リハビリセンター あゆみ	0748-42-3355	shinjyua@gold.ocn.ne.jp	1	知的、身体	中川(事務部主任)
4	社会福祉法人 八幸会 介護老人福祉施設 こぼしの家	0748-20-0511	koboshi@wonder.ocn.ne.jp	1	身体障害	西川(事務長)
5	社会福祉法人 六心会 特別養護老人ホーム 清水苑	0748-48-5000	seisuien@ceres.ocn.ne.jp	2	知的 2、身体	木村(総務)
6	社会福祉法人 ほのぼの会 特別養護老人ホーム ふれあい	0748-37-8716	hureai@honobonokai.com	1	身体障害	杉山(総務部長)
7	社会福祉法人 グロー 老人ホーム 安土荘	0748-46-2065	adutisou@festa.ocn.ne.jp	1	知的障害者	上田(所長)

6. 湖東圏域

番号	法人名/事業所名	電話番号	E-mail	雇用 人数	障害種別	担当者
1	株式会社 ニチイ学館 ニチイケアセンター大藪	0749-21-2560	hsti94@nichigakkan.ne.jp	1	精神障害	安東(センター長)
2	鈴木ヘルスケアサービス株式会社 デイサービスセンターべるふらっと	0749-24-0445	bell@www.suzukihealthcare.co.jp	1	知的障害	片山(責任者)
3	社会福祉法人 達真会 特別養護老人ホーム 多賀清流の里	0749-49-8030	tagaseiryu@ares.eonet.jp	3	身体障害	

7. 湖北圏域

番号	法人名/事業所名	電話番号	E-mail	雇用 人数	障害種別	担当者
1	NPO法人 ひだまり	0749-54-2277	info@hidamari-shiga.jp	2	知的 1、発達 1	永田
2	社会福祉法人 信愛 まんてん 小谷	0749-78-8031	manten-odani@swo-shinai.org	1	知的障害	窪田
3	社会福祉法人 尊徳会 特別養護老人ホーム 奥びわこ	0749-89-1689	sontokukai@zb.ztv.ne.jp	2	知的 1、身体 1	保木(介護課長)
4	社会福祉法人 グロー 特別養護老人ホーム ふくら	0749-74-0044	hukura44@rhythm.ocn.ne.jp	2	知的 1、発達 1	矢部

Q&A マニュアル

Q1 雇用率、社会貢献から障害のある人の雇用を考えています。どこに相談すればいいですか？

A 一般的な採用は、ハローワークに障害者求人申し込みをすることになります。また、県内各地で開催される障害者就職面接会に参加する方法もあります。障害者就職面接会は、就職を希望する障害者と求人事業所が一堂に会して行う合同面接会のことです。障害者就職面接会に参加を希望する際は最寄りのハローワークにご相談ください。また各圏域の働き・暮らし応援センターも相談に応じてくれます。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)

Q2 いきなりの雇用では不安があります。実習などの制度のことを教えてください。

A 職場適応訓練、トライアル雇用、トライワーク推進事業、振興センターが実施している知的障害者介護技能等習得事業のステップアップ研修(※)などの制度があります。詳細は各機関にお問い合わせください。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 滋賀県社会就労事業振興センター(P.27)

※ステップアップ研修…研修修了者を対象に、高齢者施設等の協力を得て行う職場実習。実習期間は 30 日程度。実習奨励金の支給あり。

Q3 障害のある人の面接に関する経験がありません。何か良い方法がありますか？

A 面接においては、本人も緊張などからうまく自分のことが伝えられなかったり、正しい自己理解ができていない場合があります。障害のある人が所属している作業所や関係機関に同席してもらい、色々聞きながら面接を進める事も出来ますので、その場合は関係機関にご相談ください。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 滋賀障害者職業センター(P.27)
- 作業所(雇用対象者が作業所に所属している場合)

Q4 短期での実習では不十分だという声も聞いていますが、長期の実習の可能性はありますか？

A 確かに障害のある人の力を把握したり、しっかりした関係を築くには長い時間がかかる場合もあります。制度としての長期実習はありませんが、その人に合った支援方法を考える必要がありますので、その場合は関係機関と雇用形態などについて協議してご検討ください。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 滋賀障害者職業センター(P.27)



Q5 特別養護老人ホーム（大規模）での雇用を考えていますが、どのような仕事内容がありますか？

A 仕事内容は人それぞれで、その人に合った仕事を実習などの期間にマッチングさせる場合が多いです。下記は特別養護老人ホームで働いておられる方の業務内容の例です。繰り返しになりますが、もちろんこのような内容以外の仕事をされている方もおられます。関係機関との協議や他の施設の業務内容などを参考にし、雇用される方に合った業務内容を決めて頂けたらと思います。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

- 9:45 出勤
- 10:00 清掃作業(おとしよりの部屋、廊下などの共有スペースのモップ掛け・ゴミ集め。部屋数が多いので多いのなかなか大変！)
- 12:00 食事介助(担当のおとしよりの食事介助をしています！)
- 12:30 昼食(担当のおとしよりの食事介助が終われば、同じ食堂で昼食。おとしよりと楽しそうに話している。)
- 13:30 清掃作業(午前中の続き。)
- 15:00 おやつ(テーブル拭き。お茶だし。)
- 15:30 送迎準備とお見送り(おとしよりの荷物を玄関まで運んで見送る。)
- 16:00 退勤

Q6 小規模デイサービスでの雇用を考えていますが、どのような仕事内容がありますか？

A 大規模同様、仕事内容は人それぞれです。下記をご参考の上、実習等でのマッチングをお勧めします。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

- 8:45 出勤
- 9:00 朝礼・掃除機がけ
迎え入れ(到着された方の帽子、上着を預かりハンガーにかける。手洗い・うがいの誘導。)
お茶出し
タオルたたみ(おとしよりと一緒にタオルをたたむ。)
清掃(晴れの日はおとしよりと玄関先の掃き掃除。)
- 10:45 体操(イスを持ってくるなどの準備。体操の声だし、一緒に体操。)
- 11:45 昼食準備(テーブルを拭く。おしぼりを準備する。座札を並べる。箸置き、箸を並べる。)
- 12:00 昼食(職員もおとしよりもみんなで昼食。)
片づけ・歯磨き指導(食器などをおとしよりと一緒に片付ける。洗面所の空き具合を見て、歯磨きの声かけ。)
- 13:45 清掃、洗い物等(洗面台の掃除をする。おとしよりと湯飲みなどを洗う。片付ける。)
- 14:00 レクリエーション(レクリエーションと一緒に参加する。困っていそうな人がいれば側にいる。)
- 14:45 退勤(一緒におやつを食べて帰るときもある。)

Q7 障害のある人を雇用するにあたっての職員の不安はどうしたらいいですか？

A 障害のある人と一緒に働くことに対して不安を抱かれる方も少なくありません。障害のある人と一緒に働くことをイメージしてもらえるように、事業所見学を行ったり、スタッフ研修には関係機関からの出前講座も行います。詳細は関係機関にご相談ください。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)
- 滋賀県社会就労事業振興センター(P.27)

Q8 障害者の賃金等の労働条件はどのように設定されていますか？

A 給与は、就業規則や給与規定に基づき公正に支給するのが原則です。給与体系を新たに定める場合は、他のスタッフとのバランスを考慮し、透明性があり、事業所・本人の双方にとって納得のいく設定が出来るように十分に話し合うことが重要です。お困りの場合はハローワークにご相談ください。

なお、障害のある人を雇用する場合も、他の労働者と同様に最低賃金法の適用を受けます。

場合により※最低賃金の減額の特例許可を労働基準監督署に申請している事業所もありますが、単に障害があるというだけでは許可されません。

賃金は本人の就労へのモチベーションに繋がっています。緩やかでもよいので他の労働者同様、賃金のステップアップをお願い致します。

その他の労働時間数においては短時間の労働にするなど、本人の状態に合わせて設定をしている事業所もあります。ハローワークや働き・暮らし応援センターなどの関係機関にご相談ください。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 労働基準監督署
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 滋賀高齢・障害者雇用支援センター(P.28)

※最低賃金の減額の特例許可

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

Q9 (障害のあるスタッフの)雇用を考えています。助成金があると聞いたのですが、本当ですか？

A 障害者雇用率を達成していない企業から納付金を徴収し、その納付金を財源とした障害者雇用調整金、奨励金、および各種助成金制度が設けられています。滋賀労働局、ハローワークにお問い合わせください。

こちらにご相談ください

- 滋賀労働局
- ハローワーク(P.26)

Q10 (障害のあるスタッフを)雇用をするにあたって、ハローワークに提出する書類の書き方がわかりません。仕事内容をどのように書けばいいですか？

A 障害のある人にどのような仕事ができるのか？確かに障害種別や性格等により様々です。求人の仕事内容をどう書けばよいかわからないとのことですが、主にしてほしいと思われている仕事内容を記載していただき、面接時等で相談が出来る旨を書いておいて頂ければ、ご本人との面接や、実習で仕事内容を決めていくことが出来ます。これまで就労されている方は、主に清掃のお仕事をしながら、レクリエーションの補助や、配膳下膳の補助等をされている方が多いです。そして多くの方が、実習で本人の力を見てもらいながら仕事内容を決めてもらっています。

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q11 (障害のあるスタッフを)雇用するにあたって、マニュアルを作成しようと考えています。どういふものを作ればいいですか？

A 雇用に向けて準備をして頂き、ありがとうございます。マニュアルは、本来、統一されているものであり、マニュアルがあることで働きやすい方ももちろんおられます。しかし、障害のある人にももちろん個性があり、障害種別、性格などによりそのマニュアル通りに動けないこともあります。雇用をされる障害のある人の個性を知ってもらった上で作成にあたっては関係機関にご相談ください。

こちらにご相談ください

- 街かどケア滋賀ネット(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)

Q12 交通の利便性に欠けたところに施設があります。通勤手段に困り、雇用に踏み切れません。

A 障害のある人は、車、バイクの免許を持っていない人が多いです。どうしても通勤手段が困難な場合、バスの時間に合わせた勤務時間を組んで頂いたり、施設の送迎バスに同乗させてもらっているという事例もあります。個別の相談は関係機関にご相談ください。



こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q13 障害のあるスタッフに退職してもらおうかと考えています。ですが、障害のある人のその後が心配です。ないか良い方法はありませんか？

A 障害のあるなしは関係なく、同一の事業所で働き続けることが難しいことはもちろんあります。これまでの方でも転職や作業所に再度所属される方もおられます。事業所だけで悩まず、関係機関にご相談ください。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 作業所

Q14 保育園でも(障害のあるスタッフを)雇用出来ますか？またどのような仕事が可能ですか？

A 関係機関からの就労情報をもとに 2011 年に 4 カ所の保育園への聞き取り調査を行いました。

業務内容として清掃業務を担当しておられる方が多かったのですが、調理を担当されている方もおられました。介護現場では、直接業務となるおとしよりへの身体介護を担当している人もいましたが、保育園で園児と直接関わる保育補助的な仕事をしている人は、今回の調査では残念ながらおられませんでした。その理由として、園児はおとしよりと違い行動が早くて範囲が広く、また即時に判断が必要な業務が多いからだとの報告がありました。ですが、まったく関わりがないわけではなく、あいさつなどの日常会話などはしているようです。

また、今回の調査対象の 4 カ所中、3 カ所の保育園が※「入所児童(者)処遇特別加算制度」を活用しておられました。この制度の詳細は下記に記しますが、この制度を活用している保育園はまだ少ないようです。保育補助的な業務は難しくとも、洗濯、清掃、厨房等周辺業務も多いので、障害のある人にも十分に就労は可能であると考えられます。

下記は調査対象の保育園から伺った業務内容です。もちろん、保育園により仕事内容は異なりますが、ご参照頂き、ぜひとも雇用をご検討いただけたら幸いです。

- 8:45 出勤
- 9:00 清掃(職員室の掃除機、ゴミ捨て、ごみ袋替え、遊戯室のモップ掛け、畑の草むしり)
- 12:00 お昼休憩(給食を職員室で食べる)
- 12:40 手洗い場の清掃
庭の草むしり
廊下の清掃(モップ、ほうき、ちりとり)
- 15:00 休憩
- 15:20 玄関周りの清掃(竹ほうき)
- 16:00 退勤

こちらにご相談ください

- ハローワーク(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

※入所児童(者)処遇特別加算費制度の概要(詳細は市町の担当課にお問い合わせ下さい。)

- ・ 対象となる社会福祉施設において、高齢者等の就職困難者(障害者を含む)を非常勤職員として雇用した場合に、施設の運営費(措置費)に一定の額の加算がされる制度。
- ・ 対象となる社会福祉施設は①私立認可保育所②養護老人ホーム③経費老人ホーム
保育所については「次世代育成支援対策交付金対象事業」か「特別保育事業」のいずれかを実施している保育所。
- ・ 年間総雇用時間数が 1,200 時間以上であれば 1,016,000 円の加算(25 年度)



Q15 (雇用している)障害者スタッフは、主に清掃等の業務についていますが、一人で複数の業務をこなすことが出来ません。対処法はありますか？

A 知的障害のある人は、複数の指示をこなしていく事が難しい人が多いです。多くの事業所でも、1つ終われば次の指示を出して頂いているパターンが多いです。また、日々の仕事を順番に記載していただき、終わったらチェックをして確認しながら作業の指示を下さっている事業所もあります。口頭での説明よりも視覚的な説明の方が理解される人もいます。また、アンケート調査や聞き取り調査から、担当者をつけるとうまくいったという声もありました。また、一人の担当者ですと、お休みされる時もありますので、「今日のわからないことはこの人に聞く！（例えばその日のリーダーさん）」ということをやっている事業所もあります。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 滋賀障害者職業センター(P.27)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q16 (雇用している)障害者スタッフは、雇用当初はまじめに業務をこなしていましたが、決められた業務をこなすことが出来なくなったり、業務以外の他のことで時間を潰すことが多くなってきました。対処法はありますか？

A 決められた業務をこなすことが出来なくなったり、業務以外の他のことで時間を潰すようになってしまうことは障害があるなし関係なくよくあることですが、本人に対しての目標を立てていただいたり、繰り返しの指示や確認をお願いいたします。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q17 本人は「わかった」と言うのですが、指示通りに動くことが出来ません。

A 言葉での理解が難しかったのかもしれませんが。軽度の知的障害の人でも、「わかった」と本人が言っても実は理解できていないこともあります。日々の仕事を順番に記載して、チェックをして確認しながら次の指示を出していただくことも有効かもしれません。また、外部ジョブコーチ等の支援も有効になるかもしれないので、関係機関等にご相談頂けたらありがたいです。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 滋賀障害者職業センター(P.27)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q18 (障害のあるスタッフも)他のスタッフと同じ内容の仕事をやってもらっていたのですが…。よかったのでしょうか？

A もちろん、同じ仕事をされている人もたくさんいます。ただし、本人の能力にもよります。介護事業所で働いている多くの障害のあるスタッフが、実習を経て雇用に結びついています。この実習の期間に本人の適正を見極めて下さった事が雇用に結びついているのだと思いますが、軽度の知的障害のある人の場合、理解出来ているように思っても実は理解出来ていない、と言う声もよく上がっています。「出来る！」と本人が答えていても、実は難しいと思っていることも多々あるので、関係機関とともに能力の見極めをしていく必要はあると思います。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q19 経験のなさもありますが、適切な言葉遣いが出来ないようです。

A この声は多くの事業所から挙げられていました。就労に伴うルールやマナーは言葉遣いだけに限りませんが、繰り返し教えていただく必要はあると思います。また、本人からも言葉遣いがわからないという声も上がっていたので、研修等で接遇マナー等の講座も実施しています。

こちらにご相談ください

●街かどケア滋賀ネット(P.26)

スキルアップ研修の参考資料は P.18

Q20 本人(障害のあるスタッフ)も事業所としてもスキルアップを求めています。障害のある人でも参加できる研修はありますか？

A 2012 年度から、街かどケア滋賀ネットが「障害のある人を対象とした 介護・保育の場で働く人に対するスキルアップ研修」を実施しています。2013 年度研修は 3 日間にわたり、掃除や接遇マナーに等について学びました。

こちらにご相談ください

●街かどケア滋賀ネット(P.26)

スキルアップ研修の参考資料は P.18

Q21 認知症を抱えるおとしよりから、(障害のあるスタッフが)厳しい言葉をかけられているときがあり、本人が落ち込んでしまいます。どう対応すればいいですか？

A (障害のあるスタッフに)認知症の説明を繰り返し伝えることは必要になると思います。すぐに理解することは難しくても、関わりの中で徐々に接し方を学んでいかれることが多いです。

また、街かどケア滋賀ネット実施する「スキルアップ研修」や働き・暮らし応援センター等が実施する在職者交流会に参加することで障害のある人も悩みの共有が出来るかもしれません。

こちらにご相談ください

●街かどケア滋賀ネット(P.26)

スキルアップ研修の参考資料は P.18

Q22 (障害のあるスタッフが)てきぱきと仕事をするのが難しく、障害のないスタッフから批判を受ける時があります。でも、おとしよりの雰囲気作りはとてもうまく、私は(施設長)はそこを評価しているのですが、なかなか他のスタッフには伝わりません。どうしたらいいですか？

A 障害があるスタッフは、てきぱき仕事をするのが難しい方も多いです。ですが、おっしゃるように雰囲気作りがうまい方が多いです。忙しい中で、てきぱきした仕事を求めてしましますが、おとしよりにとってはゆったりした雰囲気を好まれている方もおられます。

ある事業所は「障害のある人をチームで支えることで事業所全体の雰囲気がよくなった。」とされています。この Q&A のルボもご参照のうえ、皆で認め合える職場を作ってください。必要があれば関係機関からの出前講座も提供いたします。

こちらにご相談ください

●街かどケア滋賀ネット(P.26)



■ **Q23** 私生活の乱れから翌日の勤務に支障が出てきました。対処方法はありますか？

A 雇用事業所に生活支援までして頂くのは、負担がかかりすぎるので、各圏域の働き・暮らし応援センター、生活支援センターにご相談されることをお勧めします。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 障害者生活支援センター

Q24 障害のある人を雇用しているのですが、担当をしてくれている職員が悩みを抱えているようです。話を聞くようにはしているのですが、うまく声をかけることが出来ません。何か良い解決方法がありますか？

A 2012年度から「介護・保育の場で働く障害のある人の就労支援 職場で支える障害者就労研修会(内部ジョブコーチ研修)」を行い、現場のスタッフの想いも伝わってきました。

街かどケア滋賀ネットでは2014年度も現場スタッフに対する研修も企画しております。ぜひともそういった場にもお越しいただき、他事業所や関係機関と想いを共有していただくと解決方法も出てくるかもしれません。

こちらにご相談ください

- 街かどケア滋賀ネット(P.26)
- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)

内部ジョブコーチ研修の
参考資料は P.19

Q25 養護学校を卒業した人が働いており、介護の資格を取りたいと言っています。どうしたらいいですか？

A 資格を持たずに働いておられる方もたくさんおられますが、どんな仕事なのかも含めて勉強したい場合は滋賀県社会就労事業振興センターが実施されている「知的障害者介護技能等習得事業」を受講して下さい。「知的障害者介護技能等習得事業」の案内は、働き・暮らし応援センターや市町の福祉担当課、作業所、特別支援学校(養護学校)、ハローワーク等に配布されますのでご確認ください。「知的障害者介護技能等習得事業」では居宅介護従業者養成研修3級課程を受講することができます。

また、民間の初任者研修を受けたい場合は滋賀県医療福祉推進課にお問い合わせください。 ➡TEL 077-528-3522

※ホームヘルパー2級相当の研修が初任者研修に変わりました。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 市町の福祉担当課(P.29)
- 作業所 ● 特別支援学校(P.28)
- ハローワーク(P.26)
- 滋賀県社会就労事業振興センター(P.27)
- 街かどケア滋賀ネット(P.26)

Q26 障害のあるスタッフを雇用しているのですが、悩みを持っているようです。こちらから聞いてもあまり話してくれないのですが、解決策はありますか？

A 働く中ではいろいろな悩みが出てくると思います。事業所からお声掛け頂くことはありがたいことですが、周りに応援団がいることを伝えてあげてください。

詳細は関係機関にご相談ください。

こちらにご相談ください

- 障害者働き・暮らし応援センター(P.23)
- 作業所(雇用対象者が作業所に所属している場合)

參考資料



参考資料(昨年度実施したスキルアップ研修の案内)

しょうがい ひとたいしょう
障害のある人対象

かいご ほいく ば はたらくひと たい けんしゅう
介護・保育の場で働く人に対するスキルアップ研修



はたらきつづける
働き続けるために・・・

しがけんでは100名程度の障害のある人が介護の現場で働いています。(2013年度調査)
そのように現場で働く方々を対象とした研修を企画しました。
同職の仲間をつくるきっかけにもなるので、ぜひともご参加ください。



12月16日(月)、1月9日(木)、2月6日(木) 全3日

1日目 12月16日(月) 場所: 草津市立まちづくりセンター

午前の部 11:30~13:30 「スタッフとのコミュニケーションとチームワークについて」

部屋:307号室

講師: まちかどプロジェクト 永田 義人 氏

午後の部 14:30~16:30 「認知症の方への対応」

部屋:307号室 講師: 小規模多機能型居宅介護事業所 秋桜舎 溝口 弘氏・川本 幸代 氏

2日目 1月9日(木) 場所: 草津市立まちづくりセンター

午前の部 10:00~12:00 「接遇マナー(あいさつ、言葉遣い、仕事にのぞむ姿勢等)について」

部屋:304号室

講師: 小規模多機能型居宅介護事業所 心 村田 美穂子 氏

午後の部 13:00~15:00 「中掃除(雑巾の絞り方、拭き掃除の仕方、掃除機のかけ方)について」

部屋:308号室

講師: (株)光ビルサービス 後藤 保 氏・杉江 直紀 氏

3日目 2月6日(木) 場所: 草津市立まちづくりセンター

午前の部 10:00~12:00 「食事の準備・片付け等について」

部屋:307号室

講師: 小規模多機能型居宅介護事業所 さわの風 山崎 雅也氏

午後の部 13:00~15:00 「車いすの押し方等について」

部屋:307号室

講師: 街かどケア滋賀ネット 野村 祐子

主催: 特定非営利活動法人 街かどケア滋賀ネット
申込み・問合せ先: 街かどケア滋賀ネット 事務局
担当 野村
〒520-3107 滋賀県湖南市石部東2丁目1-36
TEL 0748-60-2899 FAX 0748-60-2907



さんかひ わりょう
参加費: 無料

ていん: 8名 ※応募多数の場合は抽選になります。

応募対象者: ●滋賀県内の介護事業所・保育の現場に勤務している方。

●全カリキュラム受講できる方。
(相談に応じます。)



介護・保育の場で働く障害のある人の就労支援 職場で支える障害者就労研修会

滋賀県の介護・保育の場では障害の種別を問わず、約100人の障害のある人が働いておられます。

雇用事業所からは、周りからちょっとしたサポートがあるだけで障害のあるスタッフは比較的長く働けている場合が多いと声が挙がっています。また、そのサポートは共に働く職場内のスタッフによる場合が有効であることもわかってきました。

そこで、障害のある人と共に働く事業所スタッフを対象とした障害のある人の職場適応と定着支援をテーマとする研修会を企画しました。ぜひともご参加ください。

12月19日(木)、2月13日(木)、3月3日(月)、 全3日

1日目 12月19日(木) 場所: 草津市立まちづくりセンター

午前の部 10:00~12:00	「就労者としての基本的なルールやマナーについて」
部屋:306号室	講師: 特別養護老人ホームヴィラ十二坊 森本 信吾 氏
午後の部 13:00~15:00	「障害についての基礎知識」
部屋:和室(305号室)	講師: NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター 城 貴志 氏

2日目 2月13日(木) 場所: 草津市立まちづくりセンター

午前の部 10:00~12:00	「掃除や洗濯などの間接業務についての支援」
部屋:308号室	講師: 特別養護老人ホーム清水苑 木村 之晴 氏
午後の部 13:00~15:00	「直接業務についての支援」
部屋:308号室	講師: 鈴木ヘルスケアサービスいなえ 金戸 保之 氏

3日目 3月3日(月) 場所: 草津市立まちづくりセンター

午前の部 10:00~12:00	「支援の振り返り~個別事例について検討しましょう」
部屋:308号室	講師: 湖南地域働き・暮らし応援センターりらく 河尻 朋和 氏
午後の部 13:00~15:00	「相談支援機関との具体的な連携について」
部屋:308号室	講師: おおつ働き・暮らし応援センター 白杉 滋朗 氏

参加費:無料

定員:20名 先着順

※定員になり次第締め切らせて頂きます。

応募対象者:●全カリキュラム受講できる方。

(相談に応じます。)

申し込み方法:裏面のFAX用紙にてお申し込みください。

主催:特定非営利活動法人 街かどケア滋賀ネット
申込み・お問合せ先:街かどケア滋賀ネット 事務局

担当 野村

〒520-3107 滋賀県湖南市石部東2丁目1-36

TEL 0748-60-2899 FAX 0748-60-2907





しょうがい ひとたいしょう
障害のある人対象

かいご ぼいく ば はたらくひと めざすひと こうりゅうかい おしらせ 介護・保育の場で働く人(目指す人)の交流会のお知らせ

滋賀県の介護・保育の場では障害の種別を問わず、約100人の障害のある人が働いておられます。

そこで同じ職種の方同士で交流会が出来ないかと下記の通り計画しました。
たくさんのご参加をお待ちしています。

第1回目

【日時】 2013年8月26日(月)17:00~19:00

【場所】 和食や 見聞録

滋賀県草津市大路 1-1-1 エルティ 932B1

【対象者】 滋賀県内の介護事業所・保育の現場に勤務している方。目指している方。

【参加料】 2300 円(飲み物は別) お酒が可能な方は飲みましょう



第2回目

【日時】 2013年12月16日(月)17:00~19:00

【場所】 和桜ひとひら 草津店

滋賀県草津市大路 1-2-8 ドルチェビル 2F

【対象者】 滋賀県内の介護事業所・保育の現場に勤務している方。目指している方。

【参加料】 3000 円(飲み物込み) お酒が可能な方は飲みましょう



第3回目

【日時】 2014年3月22日(土)12:00~13:30

【場所】 ホテルポストプラザ草津 びわ湖

レストラン「リバティ」 JR 琵琶湖線「草津駅」西口前、徒歩 20 秒

【対象者】 滋賀県内の介護事業所・保育の現場に勤務している方。目指している方。

【参加料】 1,000 円(税込)



申込み・お問合せ先

申込書を街かどケア滋賀ネットまでFAXして下さい。

街かどケア滋賀ネット 担当 野村

〒520-3107 滋賀県湖南市石部東 2 丁目 1-36

TEL 0748-60-2899 FAX 0748-60-2907



障害のある人が働く事業所見学会 & 交流会

滋賀県の介護・保育の場では障害の種別を問わず約80人の障害のある人が働いておられます。各事業所の中で障害のある人の働きは様々ですが、なかなかイメージが付きにくいといわれる方も多いと思います。

そのような中、雇用事業所の見学会と交流会を企画しました。

障害のある人の雇用を考える上で、また一緒に働く中で、一緒に働くスタッフにも確認したいこと、疑問、悩み等があるかもしれません。他事業所のスタッフ同士で気軽に懇談、交流、情報交換をして頂く場を企画しました。ぜひご参加ください。

第1回目 参加費:無料 定員:15名

日時: 2013年8月26日(月) 13:30

場所(見学先): 特別養護老人ホーム 清水苑

〒529-1441 滋賀県東近江市五個荘川並町 268 番地

TEL 0748-48-5000



第2回目 参加費:無料 定員:15名

日時: 2013年9月30日(月) 13:30

場所(見学先): 小規模多機能型居宅介護事業所 心

〒525-0014 滋賀県草津市駒井沢町 246 番地の1

TEL 077-568-3175

第3回目 参加費:無料 定員:15名

日時: 2013年10月31日(木) 13:15~

場所(見学先): 特別養護老人ホーム ヴィラ十二坊

〒520-3252 滋賀県湖南市岩根 690-4

TEL 0748-75-8883

第4回目 参加費:無料 定員:15名

日時: 2013年11月22日(金) 13:15~

場所(見学先): テイサービスセンターべるふらっと

〒522-0041 滋賀県彦根市平田町 258-3

TEL 0749-24-0445



お問い合わせ・お申込み先
街かどケア滋賀ネット 事務局:担当 野村
〒520-3107 滋賀県湖南市石部東 2 丁目1-36
TEL 0748-60-2899 FAX 0748-60-2907



障害のある人たちの介護や保育の場での活躍を伝える

「いきいき生活支援員 推進フォーラム」

知的障害のある人たちが介護サービス分野等で就労することにより、介護サービスの受け手である高齢者に「安心」や「ゆったり感」を与え、結果的にそのことが事業所の「介護の質の向上」につながっていることが10数年の取り組みでわかってきました。こうした知的障害のある人たちの“ならでは”の働きは、地域で生活している様々な人々が、“お互い様”と助け合い、支え合えるきっかけともなり、よりよい地域作りに繋がると考えています。

このフォーラムでは、現場で共に働く方々からの“ならでは”の働きの報告と、今後へ向けての議論を深めたいと思います。

日時 2014年3月6日(木)

13:30~16:30(受付 13:00~)

場所 ホテルテトラ大津(旧 ホテルコムス大津)

〒520-0054 滋賀県大津市逢坂 1-1-1 JR 大津駅南口直結

参加費 無料

定員 60名



基調報告

「介護や保育の場で働き続けるためのしくみづくり」 ~今後に向けて~

野村 祐子(街かどケア滋賀ネット)

シンポジウム

「障害のある人たちが働くということ」 ~その意義と課題と~

村田 美穂子 氏(NPO法人 宅老所心 代表)

シンポジスト

森本 信吾氏(特別養護老人ホーム ヴィラ十二坊 施設長)

コーディネーター

村井 龍治 氏(龍谷大学 社会学部 教授)

鼎談

「“ならでは”の働きとは??」 ~未来に向けて~

滋賀県健康福祉部 障害福祉課

白杉 滋朗氏(おおつ働き暮らし応援センター センター長)

城 貴志氏(NPO法人 滋賀県社会就労事業振興センター センター長)

主催:NPO法人 街かどケア滋賀ネット
後援:滋賀県、滋賀県老人福祉施設協議会、滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
問い合わせ先:NPO法人 街かどケア滋賀ネット 事務局

TEL 0748-60-2899 FAX 0748-60-2907

障害者雇用を支援する多様な機関

- ・ 障害者雇用に関する様々な相談にのってほしい
- ・ 各種支援制度の紹介やあっせんをしてほしい

→ 障害者働き・暮らし応援センター(障害者就業・生活支援センター)

● 職業生活における自立をはかるために、就業およびこれに伴う日常生活、または、社会生活上の支援を必要とする障害のある人の職業の安定を図ることを目的として次の業務を行っています。

就業支援担当者(雇用支援ワーカー)や生活支援担当者(生活支援ワーカー)、就労サポーター、職場開拓員を配置し、障害のある人からの相談に応じて必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所などの就労支援関係機関との連絡調整や、事業主の皆様への雇用管理に関する助言や関係機関の情報の提供などを行っています。

事業主の皆様へのサービス

- 就労サポーターが事業所を訪問して、直接的に働く障害のある人の職場定着を支援し、職場開拓員が障害者雇用に関心を示される企業に雇用支援情報を提供しています。
- 障害のある人には就業体験を通じて就労意欲の向上へつなげていただき、受入事業所の皆様には障害のある人とともに働く体験から障害者雇用に対する理解を深めていただくことを目的にトライWORK(就業体験・雇用体験)事業を実施しています。
- 次のようなことでお困りのときは、ご遠慮なくご相談ください。
 - 障害のある人を雇用しなければならないとは思っているが、不安がある。
 - 障害についてよくわからない。
 - 現在障害のある人を雇用しているが悩んでいる。
 - 雇用している障害のある従業員の生活が気になっているが、会社では対応できない。
 - 雇用することはできないが、実習の受け入れや障害のある人が働く施設に仕事を依頼することができる。
 - 障害者雇用について、社内で研修会を実施したいので話をしてほしい。

名 称	所 在 地	電話番号	主たる所管区域
おおつ働き・暮らし応援センター“Hatch(はっち)” (おおつ障害者就業・生活支援センター)	大津市京町3丁目5-12 森田ビル5F	077-522-5142	大津福祉圏域
湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく” (湖南地域障害者就業・生活支援センター)	守山市梅田町2-1 セルバ217号室	077-583-5979	湖南福祉圏域
甲賀地域働き・暮らし応援センター (障がい者雇用・生活支援センター甲賀)	甲賀市水口町水口6200 甲賀合同庁舎 本館1階	0748-63-5830	甲賀福祉圏域
東近江圏域働き・暮らし応援センター“Tekito-(テキト)” (東近江圏域障害者就業・生活支援センター)	近江八幡市上田町1288-18 2F	0748-36-1299	東近江福祉圏域
働き・暮らしコト支援センター (障害者就業・生活支援センター 働き・暮らしコト支援センター)	彦根市西今町87-16 NaSu8-103	0749-21-2245	湖東福祉圏域
湖北地域しょうがい者働き・暮らし応援センター“ほっとステーション” (湖北地域しょうがい者就業・生活支援センター)	長浜市末広町6-2 ワイエフビル18 1F	0749-64-5130	湖北福祉圏域
湖西地域働き・暮らし応援センター (湖西地域障害者就業・生活支援センター)	高島市今津町桜町2丁目3-11 湖西障害者生活支援センターほろん内	0740-22-3876	湖西福祉圏域

働き・暮らし応援センターについて

障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、働き・暮らし応援センターが設置されています。

各地域ごとに、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズを結びつける取り組みを進めるとともに、実習の実施、職場の定着、就労にともなう生活のサポート等を関係機関と連携して実施します。

各働き・暮らし応援センターには、「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、企業の方からの問い合わせやご相談、また障害のある人ご自身やご家族からのご相談に応じ、ハローワークや行政、障害者職業センター、福祉施設、特別支援学校など関係機関と連携してサポートします。



「こんな場合はどこに相談したらいいの？」 そんなとき、働き・暮らし応援センターにご連絡ください。

障害のある人たちの雇用や実習の受入を検討しています。経験もなく、どこに相談したらいいのかわかりません。



現在雇用している障害のある従業員について相談したいことがあるのですが？



雇用している障害のある従業員の生活(勤務時間外)に気になるところがあるんですが、会社としてはそこまで対応できません。



障害者雇用に関する各種制度がよくわからないのですが……。



このような相談やその他どのようなことでもかまいません。まずはお気軽に最寄りの「働き・暮らし応援センター」にご相談ください。直接対応させていただいたり、適切な機関をご紹介しますことができます。

障害者雇用について、まずは社内で研修会を実施したいのですが……。



障害者雇用を既に実施している企業さんを見学に行きたいのですが……。



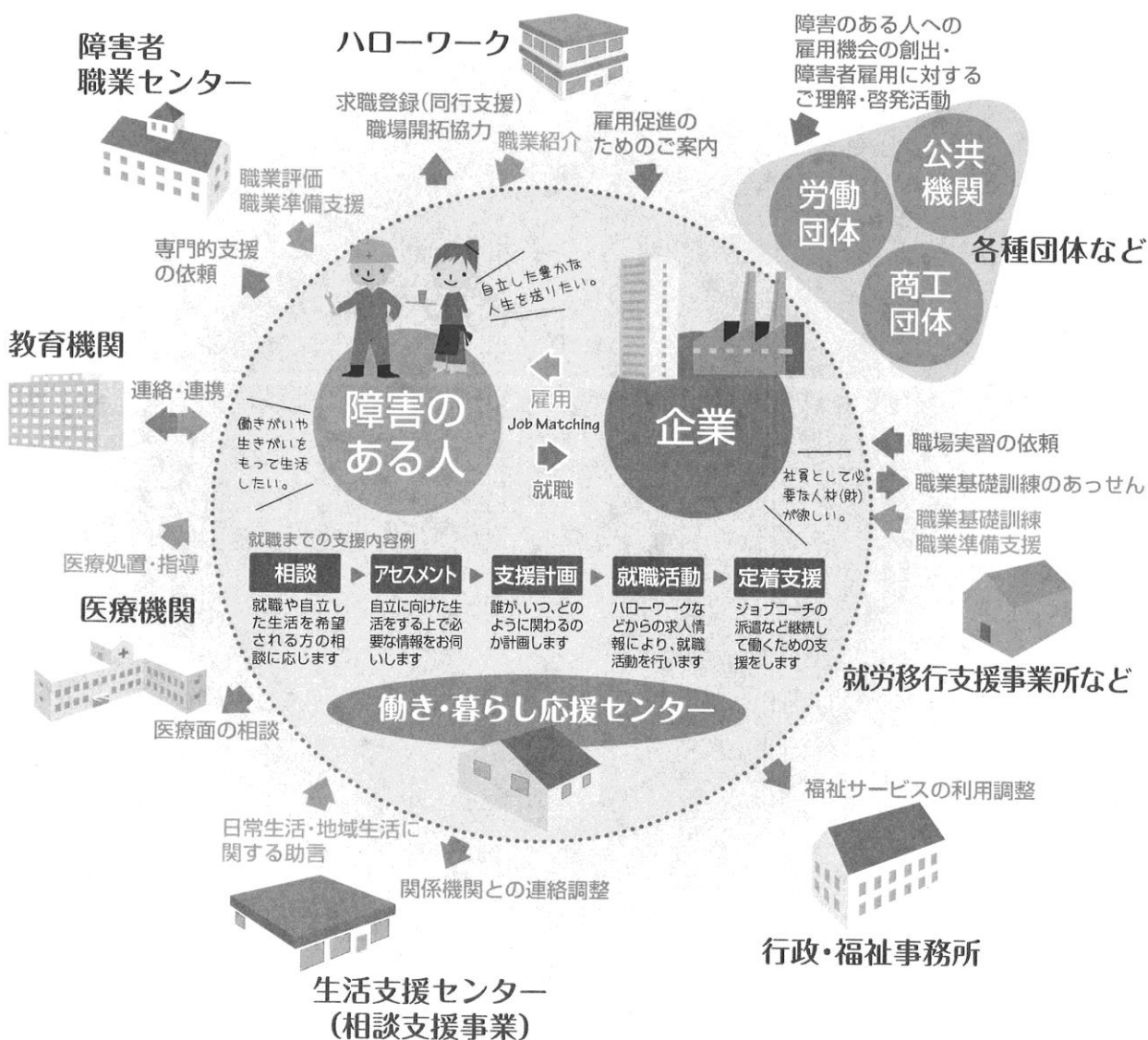
雇用することは無理ですが、障害のある人の実習や、障害者施設・作業所への仕事を出すことはできますが……



働き・暮らし応援センターの役割

すべての人がその人らしく働き・暮らせる地域づくりをめざします。

▶ 障害のある人に対する支援など ▶ 働き・暮らし応援センターが行う依頼や相談、連携など ▶ 企業に向けての取り組みなど



働き・暮らし応援センターの主な業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

- ・障害のある人を雇用したい
- ・各種助成制度について教えてほしい

→ハローワーク（公共職業安定所）

主な障害者雇用支援業務

- 専門職員等が、障害のある人に技能、職業適性、知識、希望職種等の状況に応じてケースワーク方式によるきめ細かな職業指導、職業紹介等を実施しています。
- 事業主の皆様には法定の障害者雇用率を達成する義務がありますので、毎年、雇用状況報告を求め、雇用率未達成である事業主に対して指導を行うとともに求人開拓、職業紹介を行っています。
- 障害のある人が能力に合った職業に就くことができるように、具体的な就職活動の方法等の相談や指導を行い、専門的な支援等が必要な場合には、滋賀障害者職業センターの適性検査や職業指導等を受けるようあつせんしています。

事業主の皆様へのサービス

- 求人の申込みを受理し、求人事業主に対してできる限り希望に添った障害のある人を紹介するように努めています。
- 支援にあたっては、公共職業訓練のあつせん、**試用雇用(トライアル雇用)**、**職場適応援助者(ジョブコーチ)**支援等の各種支援策も活用しています。
- 障害のある人を雇用しているまたは雇い入れを考えている事業主の皆様には、雇用管理上の配慮等についての助言を行い、必要に応じて滋賀障害者職業センター等の専門機関の紹介、**各種助成金**の案内を行っています。
- 県や滋賀障害者職業センターとの共催により、例年9月と翌年の1～2月に障害者就職面接会を開催していますので、求人の際はお問い合わせください。

名 称	所在地	電話番号	管轄区域
大 津公共職業安定所	大津市中央4-6-52	077-522-3773	大津市
大 津公共職業安定所 高 島 出 張 所	高島市安曇川町末広4-37	0740-32-0047	高島市
長 浜公共職業安定所	長浜市南高田町字辻村110	0749-62-2030	長浜市、米原市
彦 根公共職業安定所	彦根市西今町58-3	0749-22-2500	彦根市、愛知郡、犬上郡
東近江公共職業安定所	東近江市八日市緑町11-19	0748-22-1020	近江八幡市、東近江市、蒲生郡
甲 賀公共職業安定所	甲賀市水口町本町3-1-16	0748-62-0651	甲賀市、湖南市
草 津公共職業安定所	草津市野村5-17-1	077-562-3720	草津市、守山市、栗東市、野洲市

- ・知的障害のある人を雇用している事業所の話が聞きたい
- ・他の事業所の声が聞きたい

→特定非営利活動法人 街かどケア滋賀ネット

「街かど」には街や村の中で、普通に、生活感のあるといった意味があり、「ケア」には障害や認知症等に関する専門性(知識や情報や技術)といった意味が込められています。滋賀県でもその二つを柱にして、民家改修型等の建物を利用して、なるべく小規模で、かつ、おとしよりの願いに柔軟に対応する、いわゆる「小規模多機能ケア」の場が広がってきました。2001年から始まったこれらの場のネットワークが「街かどケア滋賀ネット」です。

「小規模・多機能ケア」と「くらし支え合い」に関する情報の収集と提供、相談、研修、研究、社会的な提言、その他目的のために必要な活動を行っています。

- 全体研修会、勉強会等の実施(認知症のケア・介護保険制度等)
- 情報の提供(定期発送やFAX連絡網でお知らせ)
- 滋賀県委託事業(くらし支え合いNPO支援事業)の実施
- 介護・保育の場で働く障害のある人を対象としたスキルアップ研修
- 障害のある人を雇用している事業所間の交流会、介護・保育の場で働く障害のある人の交流会の開催
- 介護・保育の場で働く人の周知フォーラムの開催
- 介護・保育の場で働く障害のある人たちの雇用受け入れマニュアルの作成
- 県下7ブロック主催による研修会、定例会
- 福祉NPOの立ち上げ支援、初期運営支援

名 称	所在地	電話番号	主たる所管区域
街かどケア滋賀ネット	湖南市石部東2丁目1-36	0748-60-2899	県内全域

・ 知的障害者介護技能等習得事業を知りたい
 → 特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業振興センター

- 企業等で働くことが困難な障害のある人を受け入れ、就労の場を提供している施設が取り組む事業を振興しています。
- 知的障害のある方に、福祉サービスの「受け手」から「担い手」になって頂くことを目的としている知的障害者介護技能等習得事業を実施しています。受講者には居宅介護従業者(障害者ヘルパー)養成研修3級課程を受講頂きます。
- 障害のある人の就労を推進するための企業や関係機関とのネットワークを広げています。

名 称	所在地	電話番号	主たる所管区域
滋賀県社会就労事業振興センター	草津市大路2丁目11-15	077-566-8266	県内全域

・ 障害のある人の雇用管理や新規雇い入れについて相談したい
 ・ 本人の職場適応を援助してほしい
 → 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀障害者職業センター

- 障害のある人に対する職業評価、職業リハビリテーション計画の策定、職業指導、職場適応援助者(ジョブコーチ)支援、職業準備支援、精神障害者の職場復帰支援(リワーク支援)などを行っています。

事業主の皆様へのサービス

- 知的障害や精神障害のある人等の新規雇い入れや職場への適応に関して、事業主の皆様にも助言または指導を行っています。
- 事業主の皆様が障害のある人の雇用管理に具体的な課題をお持ちで、その解決に継続的な支援を必要とされている場合に、ニーズや雇用管理上の課題を分析して、「事業主支援計画」を策定し、体系的な支援を行っています。
- ジョブコーチを事業所に一定期間派遣し、障害のある人が事業所に定着するよう、人間関係に係る支援や作業

遂行力の向上に係るジョブコーチ支援を行っています。

- うつ病などにより休職中の人の職場復帰支援(リワーク支援)を行っています。
- 障害のある人の雇用管理について、特に専門的な支援を必要とする事業主の皆様に対しては、地域の専門家の協力を得て、雇用管理サポート事業を行っています。

名 称	所 在 地	電話番号	所管区域
滋賀障害者職業センター	草津市野村2丁目20-5	077-564-1641	県内全域

- ・ 特別支援学校の卒業生を雇用したい
- ・ 生徒の職業体験に協力してもよい

→特別支援学校

- 特別支援学校では、障害のある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を実施するため、様々な教育活動を進めています。
- 本人や保護者の希望される進路の実現に向けて一人ひとりの課題に合わせた指導を行っており、就職を希望する生徒には、職業相談や職業評価、現場実習(就業体験)等を段階的に実施して就職に結びつけています。
- 障害のある生徒が企業等へ就職することは職業的な自立のために大切であることから、個別の移行支援計画を策定し、労働関係機関等との連携を密にした就労支援も進めています。

- ・ 就職に向けた準備を行う機関を知りたい

→就労移行支援事業所・就労継続支援事業所(A型・B型)

■ 就労移行支援事業所

一般就労を希望する障害者を対象に、就労に向けた知識・技能の向上、作業訓練、職場実習の実施、および個々の特性にあった職場開拓等の就労支援を行います。標準的な支援期間は24ヶ月です。

■ 就労継続支援事業所(A型)

一般企業での雇用が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を行います。

■ 就労継続支援事業所(B型)

一般企業等での雇用が困難な方、一定年齢に達している方等に対し、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。

※ 利用にあたっては、お住まいの市町の障害福祉主管課にご相談ください。

※ 事業所によって、支援内容が異なる場合がありますので、詳細につきましては、各障害福祉サービス事業所にお問い合わせください。

- ・ 納付金制度や各種助成制度について知りたい
- ・ 雇用事例等の情報がほしい

→滋賀高齢・障害者雇用支援センター

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀障害者職業センター雇用支援課の通称です。)

事業主の皆様へのサービス

- 障害者雇用納付金等の申告・申請の受付を行っています。
- 各種助成金の申請受付を行っています。
- 障害者雇用に関する講習・啓発活動等を行っています。
 - ・ 障害者職業生活相談員資格認定講習の開催
 - ・ 障害者雇用の促進に役立つ実践的なマニュアルや好事例等の提供
 - ・ 障害者雇用優良事業所等の表彰
 - ・ 障害者雇用事業所等視察・交流会の実施
 - ・ 地方アビリンピック(障害者技能競技大会)の開催

名 称	所在地	電話番号	所管区域
滋賀高齢・障害者雇用支援センター	大津市末広町1-1 日本生命大津ビル3F	077-526-8841	県内全域

・ 知的障害者介護技能等習得事業などの情報が知りたい

→ 各市町障害福祉主管課

市町名	名 称	所在地	電話番号
		建物名ほか	
大津市	福祉子ども部 障害福祉課	大津市御陵町 3 番 1 号	077-528-2745
		大津市役所 本館 2 階	
彦根市	福祉保健部 障害福祉課	彦根市平田町 594 番地	0749-27-9981
		彦根市障害者福祉センター1 階	
長浜市	健康福祉部 しょうがい福祉課	長浜市八幡東町 632 番地	0749-65-6518
		長浜市役所 東別館 1 階	
近江八幡市	福祉子ども部 障がい福祉課	近江八幡市土田町 1313 番地	0748-31-3711
		近江八幡市総合福祉センター	
		ひまわり館 2 階	
草津市	健康福祉部 障害福祉課	草津市草津 3 丁目 13 番 30 号	077-561-2363
		草津市役所 庁舎 1 階	
守山市	健康福祉部 障害福祉課	守山市下之郷 3 丁目 2 番 5 号	077-582-1168
		守山市福祉保健センター1 階	
栗東市	健康福祉部 障がい福祉課	栗東市安養寺 1 丁目 13 番 33 号	077-551-0113
		栗東市役所 庁舎 1 階	
甲賀市	健康福祉部 障がい福祉課	甲賀市水口町水口 5609 番地	0748-65-0702
		水口社会福祉センター1 階	
野洲市	健康福祉部 障がい者自立支援課	野洲市小篠原 2100 番地 1	077-587-6087

湖南省	健康福祉部 社会福祉課	湖南省中央1丁目1番地	0748-71-2364
	障がい福祉担当	湖南省役所 東庁舎1階	
高島市	健康福祉部 障がい福祉課	高島市新旭町北畑 565 番地	0740-25-8516
		高島市役所 庁舎1階	
東近江市	健康福祉部 障害福祉課	東近江市八日市緑町 10 番 5 号	0748-24-5640
		東近江市役所 東庁舎1階	
米原市	健康福祉部 社会福祉課	米原市長岡 1206 番地	0749-55-8102
		米原市役所 山東庁舎1階	
日野町	福祉課 福祉担当	蒲生郡日野町河原 1 丁目 1 番地	0748-52-6573
		日野町役場 庁舎1階	
竜王町	福祉課 社会福祉係	蒲生郡竜王町大字小口 4 番地 1	0748-58-3705
		竜王町福祉ステーション1階	
愛荘町	福祉課	愛知郡愛荘町安孫子 825 番地	0749-37-8053
		愛荘町役場 秦荘庁舎1階	
豊郷町	保健福祉課 障害福祉係	犬上郡豊郷町石畑 375 番地	0749-35-8116
		豊郷町役場 本庁舎1階	
甲良町	保健福祉課 福祉係	犬上郡甲良町在土 357 番 1 号	0749-38-5151
		甲良町保健福祉センター1階	
多賀町	福祉保健課	犬上郡多賀町大字多賀 221 番地 1	0749-48-8115
		多賀町総合福祉保健センター ふれあいの郷 2 階	

障害の基礎知識

近年は、障害者への関心と理解が高まっているとは言え、まだまだ雇用するまでには至らなかったり、実際に雇用していても障害に対する理解不足から問題が起こるケースがあります。障害者の雇用とその定着のためには、個々の障害の性質についてきちんと理解したうえで、職業能力を適切に評価し、その力を引き出すことが大切です。

◎ 知的障害について

知的機能(知能)とは、①ものごとを理解、記憶、推理する能力、②経験を役立てる学習能力、③抽象的に思考する能力などをいいます。

知的障害者は、おおむね18歳までの発達途上において様々な原因により生じた知的機能の発達の遅れや障害のため、日常生活や社会生活の適応に支障が生じ、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人たちです。障害の程度によって異なりますが、さまざまな社会的な援助を必要としています。なお、認知症は、知的機能の発達途上で起こる障害ではないので、知的障害ではありません。

知的障害の原因は、数百種類にも上るといわれていますが、まだはっきりしないものがたくさんあります。難産のために脳が圧迫されたとか、出産後、頭を打ったり高熱を出すなどで脳に障害を受けたことなどが原因の場合もあります。

ここでいう「知的障害者」とは、子ども家庭相談センター、障害者更生相談所、精神保健指定医または障害者職業センターなどの知的障害者判定機関で、「知的障害者」と判定された人たちをいいます。

判定の基準は、基本的には①知的機能の障害があること(知能指数がおおむね70以下)、②その障害が発達期(通常18歳まで)に生じたものであること、③知的機能の障害のために社会適応面に支障が生じていること、となっています。

本人が知的障害者であるかどうかの確認は、原則として知事が発行する療育手帳、または知的障害者判定機関の判定書で行います。

知的障害者には、思いやりがあり、向上心の強い人が少なくありません。このような特性は、安定した人間関係の下で、本人の能力が的確に認められる環境のなかで育まれます。

本人に理解を示すあたたかい職場環境が、働くうえでの大切な要素です。情緒的に安定しているか、職場で良好な対人関係が保たれているか、本人の能力に適した仕事となっているか、また続けることで本人の意欲と能力が向上しているかなどについて、周りの人たちが適切な配慮をして、本人の特性に応じた指導期間を十分に設けることで、多くの知的障害者が職場に適応できます。

配慮する事項

作業工程の単純化などの職域開発を心がけるとともに、施設・設備の表示を単純または簡単なものに改善し、作業設備の操作方法を容易にしましょう。必要事項の伝達においてはわかりやすい言葉遣い、表現を用い、日常的な会話から心身の状態を把握するとともに、雇用の継続のためには、家族などの生活支援に関わる人の協力が重要であることから、連絡体制を確立しましょう。

◎ 精神障害について

精神障害者の雇用を考えるにあたって、まず、精神疾患の種類について整理してみましょう。主な精神疾患には統合失調症、そううつ病、神経症、老年期精神病、中毒性精神病などがあります。

統合失調症とは ～その特性～

統合失調症は精神の病の中でも、社会復帰への援助に最も力を入れなければならないものの一つです。それは患者数が多いためでもあります。後で触れるように様々な症状を示す急性期から回復しても、各種の障害が後遺症として残って社会での自立した生活を困難にすることが多いからです。

この病気にかかると、精神活動のさまざまな側面に大きな変化が現れます。例えば、感情や意思の面では、表情や身のこなしが硬い、感情を示さない、自分の殻に閉じこもる、などの症状がみられ、思考面では、まとまりのない思考や強迫観念、妄想などの独特な症状が現れます。また、幻覚や幻聴のような知覚面での症状や自分が自分でないよう感じたり、人に操られていると感じるといった自我意識面での特異な症状もみられます。

この病気の原因は、まだ十分に解明されてはいません。現時点でいえるのは、ストレスに対する脆弱性(ぜいじやくせい)に、何らかの原因が加わると発病することがあるということです。発病するのは青年期に多く、先進工業国では大体100人に一人の割合で発病するといわれています。

かつては、「不治の病」のように思われた時代もありましたが、薬物療法を中心とした精神医療やリハビリテーションの進歩によって病気から回復し、社会で生活する人も大変多くなっています。

しかし、一旦回復しても、人によっては後遺症が残ることが知られています。この後遺症としての障害は先に述べた症状とは必ずしも同じではありません。また、それらの中には再発予防のために服用している薬の副作用や入院体験による社会性の減退によると考えられるものもあります。

統合失調症の人によく見られる特徴として、これらの人を指導したり雇用した方々の多くが指摘している点に次のようなものがあります。

- ・細かな指先の動作が苦手 ・動作が緩慢 ・周囲への関心の乏しさ ・複雑な作業が苦手
- ・臨機応変な判断が苦手 ・問題をうまく切り抜けることが苦手 ・自信が乏しい
- ・新しいことに対しては不安が強い

しかしながら、精神障害者の雇用にかかわった多くの経験者は、これらの障害も仕事の中身や指導の仕方を工夫することにより、かなり克服できることを教えてくれます。

そううつ病とは ～その症状と特徴～

そううつ病とは「そう」状態や「うつ」状態のような感情面での症状が主体の病気です。周期的に起こること、その時期を脱すれば社会生活や職業生活で問題になる障害が残らない場合が多いことも特徴です。

「そう」状態になると、自信に満ち溢れ、意気軒昂となりますが、抑制力・判断力が低下し、思考が飛躍しがちになります。その結果、能力過信や無茶な計画の実行によって、実生活上で、色々な問題を生じることがあります。また、「うつ」状態になると、憂うつな気分になり、不安や罪悪感におそわれたり、考えが浮かばなかったり、被害妄想を抱くなどの症状がみられることがあります。その結果、無気力になったり、人を避けるなどの社会的な問題も起こってきます。

そううつ病には、「そう」と「うつ」を交互に繰り返すものと、「そう」あるいは「うつ」だけが繰り返し起こるものがあり、繰り返す周期も数ヶ月から十数年におよぶものがあります。

原因は現在のところ、十分明らかではありません。これも統合失調症と同様に、脆弱性に何らかのストレスが加わった場合に起きることがあるとしかいえません。青年期以降に発病するケースが多く、先進工業国に限ってみれば、200人に1人位の割合で発病するといわれています。

精神医療の進歩によって、そううつ病もよく回復できるようになっています。症状が重い時期には、もちろん集中的な精神医療が必要です。しかしながら、そうでない時期には必要に応じて、精神科医師の指導や職場での配慮を受ければ、普通に社会での自立した生活や職場での生活を送ることができます。

まじめで誠実な方が多いのが特徴です。能力が十分に発揮できるように、いつでも相談できる職場環境を確保しましょう。本人の状況に合わせ、根気強く時間をかけて職務内容や配置を決定しましょう。あわせて日常的に心身の状態と、職場での人間関係に配慮するようにするとよいでしょう。また、通院時間、服薬管理などの配慮を行うことが必要な場合もあります。

◎ 肢体不自由について

肢体不自由といっても、障害の原因・部位・程度はさまざま、原因には疾病と外傷があげられます。疾病には、先天的なものでは脳性マヒ、二分脊椎、後天的なものでは脳血管障害、進行性筋ジストロフィー症、関節リウマチなどがあります。主な外傷では、脊髄外傷、頭部外傷、切断、骨折などがあげられます。ここでは、代表的な脳性マヒと脊髄損傷、脳血管障害、切断・骨折による障害について解説します。

脳性マヒによる障害

脳性マヒは、乳幼児期以前に生じた脳の病変が原因で、運動障害や姿勢異常が発生したものです。

進行はせず、遺伝も伝染も全く関係ありません。大別すると、痙直型、アトーゼ型に分類され、マヒの部位により、四肢マヒ、両下肢マヒ、右または左半身マヒに区分されます。脳性マヒは、ともすると言葉や運動機能面での障害により職業能力が低くみられがちです。大切なことは、脳性マヒの人たちは非常に緊張しやすいので、リラックスできるような環境づくりをすることです。

脊髄損傷による障害

たとえば交通事故や労働災害により、脊髄のある部位が圧迫骨折したり、脊髄腫傷や脊髄炎などの病気のために、脊髄のその部分から下の機能が失われた状態です。頸椎であれば四肢に、腰椎以下であれば、両下肢などに運動機能や知覚のマヒが起こります。そのため排泄の感覚にも障害が及び、ぼうこう炎やじん炎などにかかりやすくなり、知覚マヒのため褥創(じょくそう)や火傷、切り傷などができやすく、治りにくいこともあります。

脊髄損傷者はマヒが出ているところは動きが制限され、医療管理が必要ですが、車いすや自動車などの移動手段もあり、十分に就労能力があります。

脳血管障害による障害

脳血管障害は、脳の血管の病変(出血あるいは血管の閉塞)により生じた脳の障害で、病変の起こった反対側の半身に痙性マヒが現れます。病型により、頭蓋内出血(脳出血、くも膜下出血)、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓)に区分されます。

切断・骨折による障害

外傷、疾病などさまざまな原因で、四肢の一部を失うことによる障害です。義肢(人工の手足)などを装着することで、形態的・機能的障害を補うことができます。

職場環境の改善

● 床面・スロープ

階段が設置されているところにはスロープを併設する必要があります。また、床面の仕上げもタイルの目地の大きなものは避けたほうが良く、水平を心がけることが大切です。

● トイレ

トイレは洋式便器にすることが必要です。和式の便器が設置されている場合は、便器自体を洋式に付け替えるか、あるいは和式便器を洋式便器として使用できる簡易便座を設けるなどの工夫が望まれます。また、車いすから便座への移動や姿勢保持のために、トイレにはしっかりと手すりを設置することも必要です。

● 駐車場

就労している車いす使用者のほとんどが自家用車による通勤を行っています。このため、地下駐車場を設けるか、なるべく会社の入口の近いところに障害者専用の屋根付きの駐車スペースをつくっておくことが望まれます。

● エレベーター

車いすの使用者にとって必要なエレベーターもそのままでは使いにくい場合があります。ボタン位置を車いすから届きやすい場所に設け、手すりを付けると使いやすくなります。また、前進方向でエレベーターに乗り、後退して降りる時、後方の安全を確認するための鏡を設置すると安全性が高まります。

配慮する事項

通勤や職場内での移動ができるだけ容易になるよう配慮するとともに、職務内容、勤務条件が過重なものとならないよう留意しましょう。スロープや手すりなどの施設の改善やトイレなどの設備の改善も図りましょう。

◎ 視覚障害について

視覚障害というと全く視力のない状態をイメージしがちですが、障害の状態、程度はさまざまです。

重度の視覚障害者(身体障害者手帳の1級・2級)は、視力を全く失った人から、矯正した両眼の視力の和が0.04以下の人までとさまざまです。

世界保健機関の定義においては、両眼の矯正視力の和が0.05以上0.3未満の人は弱視といわれますが、拡大読書器やルーペ等の補助具により独力で文字の読み書きができます。

歩行については、白杖や盲導犬を用いなければ単独歩行が困難な人から、残された視力を使って単独歩行が可能な人までいます。

また、視覚障害者は、視力の障害以外に、視野欠損、視野狭窄、色覚異常、眼球運動の異常等を伴っている場合もあり、障害の状態も程度も異なってきます。

配慮する事項

安全な通勤方法を確保し、職場内の移動でも事故がないよう、整理整頓を行いましょ。照明や就労支援機器など施設・設備の整備や、援助者の配置など援助体制の整備を図りましょ。コミュニケーションは音声による伝達が最も有効ですが、録音によるメモを利用する方法もあります。この場合、「そこ」「あそこ」といった指示代名詞でなく具体的な指示を心がけましょ。

◎ 聴覚・言語障害について

聴覚・言語障害を「全く耳が聞こえず」「手話しか通じない」と思い込んでいる人は少なくありません。しかし、小さな音が聞こえないだけの人から、大きな音でもわずかに響きを感じるだけの人までと大きな差があります。また、聴力の損失が生じた年齢、障害原因の性質・程度、受けた教育などの違いによって、聞きとる力だけではなく、話す言葉の明瞭さや、言語力にも大きな違いがあります。

最近では、性能が発達した補聴器の装用で発話訓練を十分行うため、失った聴力の程度と言語力の程度は必ずしも直結しなくなっています。

配慮する事項

聴覚・言語障害者は、失聴の時期、障害の程度、受けた教育の内容によりコミュニケーションの方法がさまざまであることを理解しておきましょ。

聴覚障害者については、電子メール、筆談用ボードを用意するのも有効です。また、必要に応じて、手話のできる人を配置してコミュニケーションを容易にするなど、職場における援助体制を整備ましょ。

◎ 内部障害について

内部障害には心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の6つの種類があります。

身体障害者福祉法による障害等級は1級から4級の4等級となっています。

しかし、現実の判定に際しては、それぞれ障害原因別に一定の医学的基準が設けられており、職業能力という点から見ると、上記の表現と必ずしも一致しません。たとえば、じん臓機能障害の場合、1級の人にはほぼじん臓機能を全廃している最重度ですが、人工透析治療を行うことによって、健常者と変わらない状態で働くことができます。

内部障害者全般の特徴

一般に内部障害とは、事故や内臓疾患等による後遺障害のことで、特徴として外見からは障害と分かりにくいことがあります。そして、内部障害者に共通していることは、疲れやすく、運動能力が低下しているということです。重い荷物を持つこと、走ること、速く歩くこと、坂道や階段を上ることなど、急激な肉体負担に伴う行為がかなり制限されます。したがって、仕事はデスクワークか軽作業が適しています。また、風邪をひきやすいとか、過労になると体調をくずしやすいといった点がありますが、これは本人や周りの人がよく注意し、睡眠時間や食生活の工夫をするなど、自己管理をきちんとすれば特に問題はありません。

配慮する事項

内部障害者については、職務内容、勤務条件が身体的に過重なものとならないよう留意しましょう。
また、必要に応じて、医療機関とも連携しつつ職場における健康管理のための体制の整備を図りましょう。

◎ 高次脳機能障害について

高次脳機能障害とは、交通事故等による頭部外傷や脳血管障害等により、記憶力、注意力、知能、情報処理能力などの低下が生じる高次の脳機能の障害です。長時間一つのことに集中できない、ものを置いた場所を忘れる、言葉を言い間違えるなどの認知機能の低下が現れることが特徴です。

配慮する事項

高次脳機能障害は、外見上は障害があることがわかりにくい特徴がありますので、周囲の方の支えが欠かせません。障害の特徴を正しく理解するとともに、本人に一番あった作業のやり方を職場全体で考えるとよいでしょう。新しく作業に取り組み始めたときは、ミスが出やすかったり、作業に時間がかかることがあります。自分にあつた作業方法が見つかれば正確性・効率のアップにつながります。

◎ 発達障害について

発達障害とは、「コミュニケーションや対人関係の苦手さ」「多動・衝動性」「読む・書く・計算する等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手」などの特徴が見られる脳機能の障害で、通常低年齢において発現するものとされています。

発達障害のある人たちの多くは、一見してどんな困難を抱えているか分からないため、本人の努力不足であるとか、性格の偏りなどと捉えられてしまうことがあり、対人関係でつまづくことがあります。適切な支援があれば十分に社会参加できる能力を持っています。

配慮する事項

高次脳機能障害は、外見上は障害があることがわかりにくい特徴がありますので、周囲の方の支えが欠かせません。障害の特徴を正しく理解するとともに、本人に一番あった作業のやり方を職場全体で考えるとよいでしょう。新しく作業に取り組み始めたときは、ミスが出やすかったり、作業に時間がかかることがあります。自分にあった作業方法が見つかれば正確性・効率のアップにつながります。

広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群など) ～その症状と特性～

自閉症には、「人との関わりにくさ」、「コミュニケーションのとりにくさ」、「特定のものへのこだわりや想像力のとぼしさ」といった共通の特徴があります。

具体的には…視線が合わない、特定の音や刺激が苦手、急な予定や場面の変更が苦手、同じことを繰り返すなどの症状が見られます。

■ 高機能自閉症

自閉症のうち、IQ(知能指数)がおおむね70以上で知的な遅れが目立たないものを高機能自閉症と言います。

■ アスペルガー症候群

知的に遅れがなく、言葉の遅れも目立たない自閉症のグループをアスペルガー症候群と言います。

配慮する事項

- ・短く具体的に指示し、写真や絵、文字などを使って伝える。
- ・予定や予定の変更は事前に伝えておく。
- ・音や視覚的な刺激に配慮した環境を整える。

学習障害(LD) ～その症状と特性～

学習障害(LD)とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないものの、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算する」、「推論する」などの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示し、学業上あるいは社会的な不適応を生じる障害を言います。原因としては、中枢神経系に何らかの機能障害があることが推定されています。

具体的には…ひらがなや漢字の読み・書きが苦手、言葉による指示や注意が理解できない、相手に伝わるように話すことができない、その場の状況に臨機応変に対応することができない、枠の中に文字を書くことができないなどの症状が見られます

配慮する事項

- ・できること・できないことを見極め、指示の手段を配慮する。
- ・伝えるときは視覚的な情報を付け加える。
- ・自分の話したいことをまとめる時間を作る。

注意欠陥多動性障害(ADHD) ～その症状と特性～

注意欠陥多動性障害(ADHD)とは、年齢あるいは発達にそぐわない「多動性」、「衝動性」、「不注意」を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業において支障をきたすものです。

多くの場合、7歳以前にこれらの症状が現れ、その状態が継続します。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があることが原因であると推定されています。

具体的には…じっとしているのが苦手、結果を考える前に思ったことを行動に移してしまう、注意が持続せずに落ち着かない、周囲の刺激で気が散ってしまうなどの症状が見られます。

配慮する事項

- ・時間の経過やルール、約束などを常に確認できるような場所に示す。
- ・視覚や聴覚的な刺激が少ない場所で集中しやすい環境を整える。
- ・それぞれの持続力に合わせて仕事を設定する。

他の障害と同じく、風邪や病気のように薬を飲んで治るようなものではなく、家庭環境や本人の性格に起因するものでもなく、脳機能の発達アンバランスから特定の困難さが発症します。その特性が仕事に適応できれば、本来持っている多彩な能力が発揮されて群を抜く力を現すケースも少なくないので、周囲が理解することと、支援機関と連携して一人ひとりに合った適切な支援を心掛けましょう。

街かどケア滋賀ネット

〒520-3107 滋賀県湖南市石部東二丁目1-36

TEL 0748-60-2899 FAX 0748-60-2907

E-mail jimukyoku@machikado-csn.com

URL <http://machikado-csn.com>